経営サポート情報 vol.195

Topics

「事業再構築補助金」は、簡単に獲得できる補助金ではなさそうです。

2021年3月26日(金)から「事業再構築補助金」の募集が開始されました。

「事業再構築補助金」は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って事業モデルの転換や感染防止に取り組む中小企業に対して、転換にかかる費用の3分の2を補助し、1社当たり100万~1億円を給付する補助金です。もらえる金額が大きいので、募集前から注目を浴びていた補助金ですが、この補助金に採択されるのは、そう簡単ではなさそうです。細かい内容につきましては、「事業再構築補助金事務局」のホームページ(https://jigyou-saikouchiku.jp/)をご参照ください。

1. 事業再構築補助金獲得に必要となる要件とは?

この補助金は、事業再構築を行う企業を支援するための補助金です。「事業再構築」とは、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」又は「事業再編」の5つを指し、本事業に申請するためには、これら5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定することが必要となります。それぞれの類型における必要となる要件は以下の通りです。

- (1)新分野展開: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件
- (2)事業転換: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
- (3)業種転換: ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
- (4)業態転換(製造方法の変更の場合): ①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件、 ③売上高10%要件

業態転換(提供方法の変更の場合): ①製造方法等の新規性要件、③商品等の新規性要件又は 設備撤去等要件、④売上高10%要件

2. なぜ、この補助金を獲得するのが難しいか?

この補助金は、多くの場合、「製品等の新規性」と「市場の新規性」が求められます。それも並大抵な新規性ではありません。経済産業省の担当者は、「【イノベーション】が感じられるような製品等の新規性がないと、採択されるのは難しい」と言っていました。また、「市場の新規性」についても、現在営んでいるビジネスとほとんど関係のないターゲットを狙わなければ、「市場の新規性」を満たしているとは認めてもらえないぐらいハードルが高いようです。

要するに、「新規事業開発」を一から腰を据えて行おうとしなければ、求められる「製品等の新規性」や「市場の新規性」の要件を満たすことができません。

「人」「もの」「金」「技術」「情報」「ノウハウ」といったリソースの乏しい中小企業にとっては、社運をかけて取り組むといった覚悟がなければ、採択されるのは難しいです。

3. 財務内容や資金調達力も必要

この補助金は、「資金繰り」が重要項目。補助事業に必要な資金を調達できるかどうかで、事業の「実現可能性」が問われるからです。「財務内容の悪い企業」は資金調達力に疑問を呈され、採択されない可能性が高いでしょう。「ただでもらえるなら、とりあえず申請してみよう」というノリで申請されるのであれば、手間も時間もムダになります。本気で取り組むつもりがないのなら、申請するべきではないと思います。

〒563-0050 大阪府池田市新町2-14 いけだピアまるセンター6号室 TEL 072-734-8445 FAX 072-734-8446

E-mail <u>info@office-arata.com</u>
URL <u>https://office-arata@com</u>

弊所は資金調達や補助金申請を 専門にする行政書士事務所です。 お気軽にご相談ください。 (初回のご相談は無料です)

